

火災感知器追設に係る設計及び工事の計画認可申請の手続きについて

1. はじめに

火災感知器追設に係る設計及び工事の計画認可申請（以下「火災 BF」という。）は、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下「火災防護審査基準」という。）の改正（平成 31 年 2 月 13 日付け）を踏まえ、川内原子力発電所 1,2 号機、玄海原子力発電所 3,4 号機について設計及び工事の計画の認可申請を行う。

2. 申請手続きについて

- ▶実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第一中欄の「火災防護設備の基本設計方針の変更」を行う。なお、火災防護審査基準に基づく火災感知器の設置が困難な箇所は、同等の保安水準を確保した設計を行うこととする。
- ▶本申請は設計基準対象施設及び重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）に係る火災区域・区画を対象とした火災感知設備を申請対象とする。

3. 火災防護審査基準の改正内容

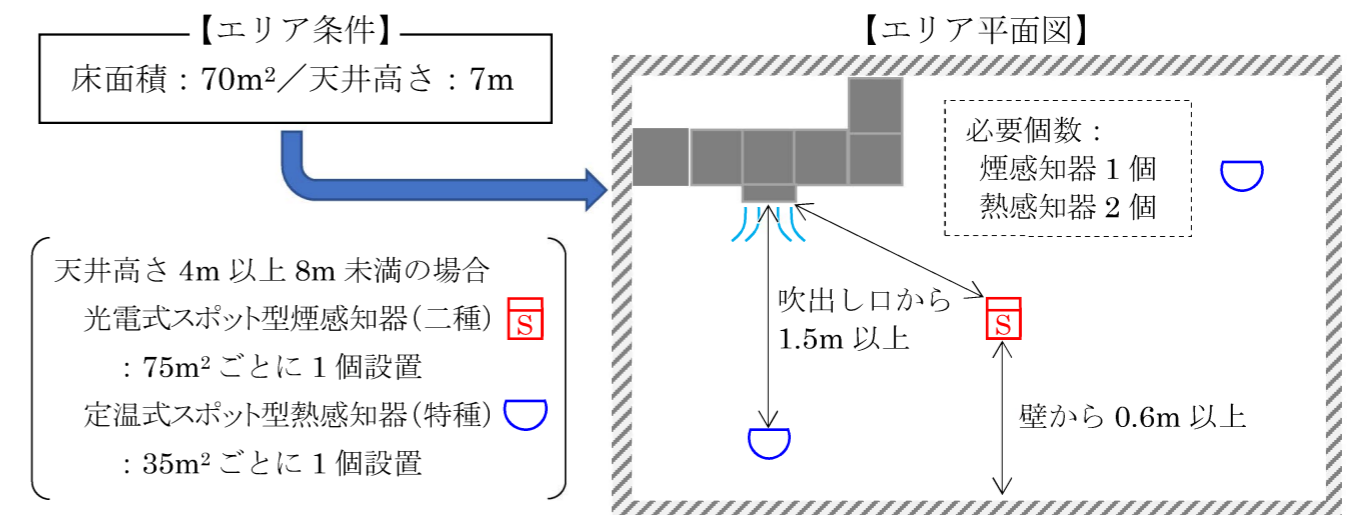
火災防護審査基準改正後の火災感知設備に対する要求を以下に示す。（改正に伴う要求事項の変更箇所は下線部）

- ①各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、早期に火災を感知できるよう固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等（感知器及びこれと同等の機能を有する機器をいう。以下同じ。）をそれぞれ設置すること。また、その設置に当たっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講ずること。
- ②感知器については消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)第 23 条第 4 項に従い、感知器と同等の機能を有する機器については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）第 12 条から第 18 条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置すること。
- ③外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。
- ④中央制御室で適切に監視できる設計であること。

なお、経過措置期限は、施行から 5 年以降最初に定期検査を終了するとき又は 5 年以降に運転を開始するときまでとなっている。

4. 消防法施行規則第 23 条第 4 項の主な設置要件

- ▶感知器の網羅性（床面積等に応じた個数の感知器を設置）
- ▶感知器の設置位置と設置方法（感知器の種類によって求められる設置要件は異なる。）
 - ・壁又ははりから 0.6m 以上離れた位置に設置する。
 - ・換気口等の空気の吹出し口から 1.5m 以上離れた位置に設置する。
 - ・45 度以上傾斜させないように設置する。
 - ・点検その他の維持管理ができる場所に設置する。 等



5. スケジュール（案）

	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度以降 (R5 年度)
火災 BF 申請工程	▽12 月申請 → ▽6 月認可希望 審査期間 (6 ヶ月程度)		経過措置期限 (2024 年 2 月 13 日以降 最初の定検終了日) ▽
川内 1,2 号機 玄海 3,4 号機		▽申請(特定重大事故等対処施設) 工事期間*	

※ 工事は先行着手済み